

朱子の倫理思想に於ける權の意義

山根三芳

はじめに

朱子思想の根本的特色を極言すれば、格物致知^(窮)を中軸として體系的に展開された教學論とも言えよう。彼の倫理思想も、唐末以來新しい歴史的課題をになつてルネサンス的傾向を有しつゝ、發展的な儒教的^(的)合理主義の枠中で飛躍的に擡頭して來た所の自我意識の展開の下に醸成された新儒教主義即ち理想主義的^(中國的)思想（中國的ヒューマニズム）の流の必然の所産とも考えられる。——かゝる思潮・思想の發生流動を可能ならしめる社會的經濟的基本たる風土的性格^(歷史的必實事)をも見落してはならないが——朱子の思想體系は、彼以前の諸家の諸思想を集大成している所にその意義が見出され、あく迄彼の鋭利なる知性とユニークな思惟形式とを以つて各思想家の諸概念が分析的に選擇取捨され、それが彼の全體的思想構造の創造に巧に利用され高次的に綜合統一されている事に注意しなければならない。——此處にも中國人就中宋代人の思惟の根柢にある生命力の旺盛な流動性・躍動性の一端が窺われるのである。——朱子の思想、そして宋學は人倫としての道德法則を、人間存在に對して外面的客觀的現象たる天地自然界の原理——自然的宇宙的原理——の上に構造的に理論付けたものと考えられ、その理論を内包する現實的社會は宋代の中央集權的體制の成立發展と歩調を一にすると考えられておるが、人間存在が自己に對立

するものとして外なる客觀的自然現象を日常に體驗し、それを通じて認識體得すを因果的自然法を人間の内面なる主觀的意識の領域内に哲學的に再構成する事により、人倫的世界の道德法則を樹立し、又遂にその法則を以つて宇宙的現象をも綜合説明せんとする道德形而上學的^(的)思想も存するのである。宇宙的原理はあく迄朱子の學的體系の構造の爲の手段的要素として提示されたものに過ぎないのである。彼の倫理思想の本質は、彼の冷厳なる知性によつて見きわめられた現實主義を土臺として、崇高なる精神主義によつて培養せられたヒューマニズムであり、從來の古典的儒教の有つ教説の宗教的神秘性を克服脱皮して、合理的道徳的^(的)展開を見、かくて所産の思想には人間の士大夫を中心とする官僚階級を中心とはするが——自覺的内面的深化が認められ、その意味で道徳的主體性と人間理念の客觀性とが把握強調せられ、人間存在を階級的に上から外から規定していく從來の外面的政治的權威が、純粹自由なる心情性を本質とする内面的道徳的權威へと質的發展をなしたと考えられる。ともあれ朱子の思想の中に果して一般に論ぜられて いる如く、レーゾン・デタ (Raison d'Etat, Staatsrason) 的性格を無制約的に許容する事が認められるであろう。朱子の權の意義は、彼の根本思想の構成上最も負う所の多かつた程伊川に於いてすでにその概要の所論を見るのであり、此處でも例外な

く伊川より多くのものを得ております——伊川の權については楠本正繼博士が「續二程子論——伊川の部」(哲學年報第十九輯)に於いてすでに論述せられておられる——極言すれば、伊川の所説を彼の體系の中に發展的に位置附け、彼に於いて不十分な點を更に理論的に明確に根據附けたものと思われる。權の思想一般については勿論、朱子の權についても今迄若干論考が試みられているが、朱子のそれについては未だ彼の眞意に通ずると思われない點もあり、此處では彼の思想の全體的領域から權の意義を明確に考究把握する事により、朱子の學の本質的構造・思惟傾向及び内容、併せて儒教倫理の宋代に於ける歴史的性格、更に朱子の人間性把握の一端でも捉えられればと念じつゝ、彼の倫理思想研究の一里塚としてかゝる論考を試みたものである。

(一)

此處で論考せんとする權の意義は、所謂孟子に表現されてくる禮規範に對應すべく指定された權を指すのである。(孟子離婁下「男女授受不親禮也。婦孺授之以手者權也。」)人間の現實的行爲に精神的規範的志向性を與える所の禮教的價值規範(道徳法則)を、かかる立場で概念規定をなし、權としての概念を樹立したのは、孟子をもつて謐觴と言い得られるであろう。一般に權の文字の有する意義は多様である。然し權は稱錘であるとする度量權衡たる錘の義を中心として種々使用されてゐる。古くは多く動詞として稱する平等の義として用いられ、此等の諸義が轉用され抽象化され名詞化され、平・勢力・能力・權謀等として、又物質的名詞としては植物の名として使用され、更には副詞的用法にまで及んでゐる。所謂一般に「變なり」と規定し、常法に變通して道に合するもので經に對する意味だと規定されている權(或は手段が常道に反し結果が善なるもの)は、孟子以後特に漢儒においてその思想の展開を見るのである。四書に於いて權の字の使用箇所を見るに、大學・中庸には全く無く、論語・孟子に各々三箇所見ゆる

のみである。^(註①)所で朱子は論・孟の集註で、權に如何なる意味を與えていられるであろうか。朱子は語論微子篇を除く外「權稱錘也」と言つてゐる。彼も度量衡器たる錘を權の第一義となしてゐる。「權稱錘也、所以稱物而知輕重者也、謂能權輕重使合義也」(論語子罕)^(註②) 又「權稱錘也、稱物輕重、而往來以取中者也」(孟子離婁上「所以稱物之輕重而」^(註③)取中也)(靈心上「稱物之輕重而」^(註④)取中也)と言ひ、はかりのつもりが輕重に應じて物の量を定める如く、權は心を合理的(質・量)としにならしめるものとして推考したのである。日常生活に於いて度量權衡の占める位置は重大である。民生の根本である經濟生活の秩序を安定させる權の功利性を、そのまゝ人倫的な社會生活の場に追い込んで、道徳と言ふ領域内にその價值意識を推廣擴充せしめ人倫關係を善美にして且つ平和に安定調節する心の稱錘と考え、心を正しくはかる所の內面的價值規範として權の概念を再生提起したものである。此の意識は孟子に於いても認められる事である。此の事は朱子が門人范伯崇に答えた手紙に「……所謂権衡者、恐非先王之法、以舜之盛德、猶以同律度量衡爲先、孔子亦言、謹權量審法度、夫豈以措折爲可耶、度量權衡、天理至公之器、但操之者有私心耳、以其操之者私而疾夫天理之公、是私意彼此展轉相生、而卒歸於大不公也……」(文集卷三九)と言えるを以つてもその一端が窺われる。論語子罕篇の「未可與權」の章は所謂權と言ふ認識作用の困難性を論じたものであるが、朱子の集註によると、朱子は、彼のユニークな倫理思想から後述の如き權(道徳)的規範を內面的に主體が仰ぐ境地の意に展開解釋していく。此處で注意をしておかなければならぬ事は權の思想の二義性である。(後述の時中の二義性)その一面は、日常の所謂常態的人倫の世界に於いて、時宜を得た諸意識諸行動を權りそれを具體化せる事であり、所謂經的規範を仰ぐ場合であり、經の限定によるはかると言う動的作用即ち意識の流動相で、經的規範をはかりのつもりとしてはかると言ふ内面的本質的限定を行ふ場合である。他面、突發的な變態的人倫關

係下で、主體が規範として仰ぐ事で所謂權的・規範を意味し、權ると言う動的なものに對しては、本質的には靜的規範相と考えられ、主體が價値として仰ぐものである。然し此の場合も權的規範の限定により本質的には「はかる」と言う意識を持つのであるが、權的規範をはかりのつもりとしてはかる（經的人倫關係に對する諸内容・及）と言う内面的本質的限定を言うのである。而も兩者とも本體の本來的發展相である事には何等本質的差異はないのであるが、その内面の意識主體の根本的構造の機能的限定作用に量的差異を認めるに過ぎないのである。（孟子にも同一認出出来るには容）。一般的に極言すれば、權の動的・用的立場と、靜的・體的立場と言ひ得よう。前者は所謂爲學修身に於ける精一執中の意であり、後者は論語微子篇に、逸民たる虞仲・夷逸について孔子が「廢中權」と言ひ、朱子が「合乎道之權」と註し、更に孟子離婁下篇に、孟子が「嫂彌援之以手者權也」と言ひ、朱子が「權而得中、是乃禮也」と言つてゐる等がそれである。ともあれ權は人間の行事を規定する心の稱錘と考えられ、權は時・處に即應して行事の内容を決定する事を本質的第一義とする。（程伊川の場合此の第一義）所で「取中」とか「合義」とか述べてゐる如く、物事を人倫的枠内に追い込んでその所當然的規範の輕重・大小を問ひ、合理的思惟の下で價値的行事を行わんとする立つ時・處・位に於いて客觀的對象的事物との關わり合いで、各々様相を異にするのであり、所與の事物に自己の立場から權にして宜に適する行事が要請されて來るのである。語類卷二七に、權は義底の意を用ひ、義を以つて事柄を稱りて後中を得る、此れ「時措之宜」であり、義は權權であると言つておる。更に門人叔重（董鉢）に答えて、一罪を犯した人を裁判するに、性剛の者は誅すべしと言ひ、性寬の者は恕

すべしと主張する。此の兩者は互に主觀的で宜に合つてしないのであり、權量の精審なる事が必要である（（君の正確なる事性の理の完全明白性）勿論規範を仰ぎ且つ權量する主體性問題）。義を以つて正しく裁く爲には、平素本原を涵養し（存理）、此の心を統一ならしめれば自然權量精審をきはめ、正しい裁判が行わると意識作用を行なう事により眞に規範に適した行事が可能となり、權の理念が現實に活在して來るのである。「正其義則利自在、明其道則功返事をして。主體が内面にその時宜を斟酌し、義を正し利を謀らず、道を明にして功を計らず、事の緩急深淺の宜を知つて純粹自由自在、專去計較利害、定未必有利、未必有功」（語類卷三）と、人間の功利の追求を目的とする事を許さない。眞に功利の必然的可能性能を希求しその體得を希うならば、その動機・目的の純粹性（情的の純粹性）は勿論その意識の發展過程に不斷の無限なる力行・忠恕の實踐的努力の連續性・統一性を必要とするのであり、かくする事により結果は當然的に價値を得、義利の完全調和の福德一致の道徳的理想的社會が現出するのである。此こそ、當爲的權の様相に於ける時宜を得た時中の境地である。所でかかる權の可能なる所以は如何なるものか。「本然之權度、亦只是此心、此心本然萬理皆具、應物之時、須是仔細看合如何、便是本然之權度」（語類卷五、五枚）又「已發之處、以心之本體權度、審其心之所發……」（文集卷四六、一〇六）といひ、主體内に本質として本來的な活らきをなす本然之權度を内具してゐるからである。（本然心の權度とは、主體に體得されたも思はれる。此の意識は未發の中の本質的には同質物との理の明由完全なる意識の全體的統一一下で、完全なる活動の結果であり、此等は更に高次の統一者的情理としての專門的の活動相でもある。）その當然の作用として義に合し中を執る行為が行われる。本然の權度は人間本來の本然の心である。此の心は性の理を悉く具有する所謂「未發の中」と考えられる。主體が本心を存しそれに合一すれば權の可能な場が存し、その本心を失する場合は本心に合一せず權が不完全偶然的不純となり了るのであり、本心の存養が緊要事だとしている。所で一度主體に體認さ

片が以下順を追つて述べんとする朱子の權の概念に窺い得られるであろう。

(二)

次に權の本質的意義を考察し、併せて權と關係を有する諸概念にも逐次論及したい。孟子は「男女授受不親禮也、嫂溺援之以手者權也」^(離婁上篇)と、既に權についての意味規定を判然と論破してゐるのであり、朱子も語類において、此の點を分明に指摘承認している。^(註)所で朱子は此の孟子の概念規定を中心として、論語・孟子・周易等に表現されてゐる各思想内容を合わせ來たつて渾然一體として、彼の思想構想の全體的立場で統一的に理論的根據を與え、權の思想的位置及び内容が明確に論證されているのである。

此處では先ず朱子の彼以前に權について説かれた思想の批判から入りたい。公羊傳桓公十一年に「權者反於經、然後有善者也」と、趙氏孟子章句に「權者反經而善也」^(離婁上篇)等の諸規定を漢儒の「反經合道」^(註)と謂ふものとして總括的に評し去つてゐる。經に反して道に合するをもつて權であるとすれば、行事の動機及びその現實化への過程は、たゞへ經に背反する事柄であつても、即ち權宜の諸行事は皆結果的に道理に合致していれば、その行事は權としての規範に妥當調和した行事として、社會秩序を支える人倫の所當然の理を内在するものとしてその價值を十全に容認される事となり、道徳的には全く結果論的立場に墮するのである。此處では權の本質的内容が問題となるのであるが、逆説的に考えれば、權である事^(註)の規範に從^(註)は、既存の道徳法則(禮)に反して一向に變詐に流れて終う事を容認して終り、行事の動機の純粹性及び過程の力行の嚴肅性を否定して終う結果となるのである。朱子が論語の集註で「程子曰、漢儒以反經合道爲權、故有權變權術之論、皆非也、權只是經也。自漢以下、無

人識權字」(程子)と言ひ、伊川の説を是として贊意を表し、伊川が漢儒は只管に經は是れ權と言及するので、恐くは後世忌み憚かる事なき者は皆權を借用して以つて自己の不善なる行事を粉飾する事があると見ての論であらうとのべ、漢儒の説は權の本義から遠ざかる事甚しく、漢以後權の本質を識得する人はないと斷定している。^(註)然し、朱子は漢儒は經・權の兩義を説く事は分明曉然としており、「反經合道」の句も平看細思すれば必ずしも不是でなく可成り通ずる所も見られると言つておるが、他面彼等の意は平面的(横)にして一向道理に合致せざる所が缺陷であるとしている。(所で一方此の説は若し淺く説)要するに漢儒の權説は理論的に不備であるとし、そのためには具體的に道徳的價値に背反する諸行事を惹起し、その權宜的諸行事への可能的理論根據を與える事となるのである。次にその不備(經を全く區別して)を衝いた程伊川の「權只是經」(權即經)の批評に移りたい。程子の概念規定は、權の有する内面的權威性の然らしめる事は言うまでもなく、その現實的社會的要因は、權の本義が見誤れて多く變詐權術と同義語に使用せられる事を恐怖しての當然の結果であり、「權即是經」であると強調される權、經兩者間に同即的關係を認めて、權の本義を鮮明に指摘したのである。(此處に權の思想はその由つて立つ社會的歷史的基盤に根をおろしつつ、その社會の風土的性格を把握しつゝ思想の必然的運命的に背おつていてるのである。此の凝視する所に思想史の問題が存する。) 權・經兩者を本質的には同一内容とする思惟は、形式論的域を脱却し得ないのであり、經の字に比重を置き過ぎた偏説とし、「權即經」の字面を表面的に考察したのでは、體突であり却つて活絡でもあり、仔細に看取せられん事が必要であると言ひ。更に權・經兩者は須らく分別せられるべきものであり、經・權は自ら是れ兩物であり、權に合うに到つては(當し得るに到つて)自ら經と異なる事なきものであつて、かく説けば可であると評している。朱子は程子の説を大凡右の如く批判したように、彼の説を眞實に曉り得る人は、權も又常理である事を知得するのであるが、伊川の説を知得

出来ない所の人は、經・權の關係が齟突となり終るものであると言ひ、自分の説は、何等程子の説と異る譯ではないが、只須らく經は是れ經、權は是れ權と判明に分別すべきであると言ひ、論語の「未可與權」と、孟子の「男女授受」の章の實例を擧げて以つて「權只是經之變」であると規定し去つてゐるのである。(定規定する必然的根據を喪失すると云い、伊川の規定は辭明にして理論的に押しつけられた説明が不足し)以上朱子の先人にて對する批評の主たるものを見たのが、此の批判的考察からすでに彼の心の奥底に抱擁されてゐる權の本質の大略がうかゞい得られるのであるが、更に進んで朱子の眞義の考察に入りたい。所で論を進める必要上、朱子の言う道と經との意味内容を簡単に描寫しておかなければならぬ。「道者事物當然之理」(論語註)、「道者天理之當然中而已矣」(中庸)又「道者日用事物當行之理、皆性之德而具於心、無物不有、無時不然、所以不可須臾離也、若其可離、則豈率性之謂哉」(同)と、凡そ天地間の事物は普遍的に例外なく當然の理所謂道を具有しないものはないのであり、人倫界に實在して世界秩序の規範たり得るものを人道(自然現象界にあ)と言ふのである。道即理であり、人物の由つて以つて人物たり得る所以のものであり、事物に當爲的規範として普遍妥當的に内具せられる道理である。又人道は人倫の具體的事象、間柄に即して實在するものであり、更には性中の萬理が發現流行して自己を顯現化しているものが當然の理(人道)と考えられる。その意味で時空を超越する所の人倫的規範(道德法則)である。人道は必ず主體に取つて自然に完全に實現せられるものではなく、主體の爲學漸修によつて當爲的に體認自得せられるべき當然的理想として考えられてゐる。故に聖人は道の在る所に從つてその道を修飾品節する如く教を立てるのであり、此處に學に求仁(爲學)の可能なる所以がある。聖人の立てた教とは禮樂刑政(社會國家の法律制度典禮、日常の禮儀作法等は言う迄も)でなく、現實社會の規範たり得る習俗(Sitte)をも含む。

禮、そのものである。故にかゝる道(人)即禮(それは本體の天地自然への自展であり、それが身體は人倫關係の規範としての意圖を有しないが、人間が自覺的に自展するが、人間が自象して自己の行事の規範を求める所に人事の規範(儀則)たり得る)が人間に終始内外それに服従すべく所謂人道實現の要求を、人間の本來的な意識緊張關係の下に於いて強制として迫つて來るのである。此れ道(人)が人倫の規範として日常生活を普遍絕對的に導く所の明法となるのである。更に經の概念は、本來的には權の概念と對比の上で考察すべきであるがすべて後述にゆずる事にしたい。孟子盡心篇下の集註で「經常也、萬世不易之常道也」と言つてゐる所から、權が變に當るのに對して、經は時空を超越して、絕對普遍的に人倫關係に妥當する所の規範と考えられ、現實の社會秩序を原理的に支えている。常道・常法(法則)を皆經として規定している。(註)〔孟子の此の所の趙注にも「經常也」とのべてゐるが、社稷の注に「經者道之常也」とか、白虎通五經篇の「かくすると道と經とは人道も經常也」等の諸概念を譲り受けたものと思はれる。〕かくすると道と經とは人道も統言せられるべき本質を有するものである。中庸章句に「經常也、大經者五品之人倫」と、社會生活の規範たる經は、所謂五倫を中心として展開せられ、宋代社會に生存する個々人にとつて、公私内外の生活を規制する所の絕對的な規範意識とせられ、個々人が具體的には必ずその法則に絶對服従する事(規範意識を遵守して)を強制するのである。所謂語類に「經者天下之大經、如父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信」(卷六)、孟子に「倫序也、父子有親、朋友有信、此人之大倫也」(卷上)、又中庸章句に「達道者、天下古今所共由之路、即書所謂五典、孟子所謂父子、朋友有信是也」と、親、義、別、序、信、こそその大經の主たるものである。論語で「三綱五常、禮之本體、三代相繼、皆因之而不能變」(政篇)と、禮たる天理(三綱五倫)は人倫關係にあつては永遠不滅不變のものである。道・經兩者が人道として、又道德法則(規範)として即ち人間の内面的權威として主體に順法を強制し來るものである。(朱子の説く五倫は、人間の内面の道德的信念を中心とし思想製生の社會的歴史的基盤は、時代こそ異なれ原始儒教倫理の發生の國土とする家父長制的家族を基本とする所であつて思素され、理論的堅固さと内面的深さを有つが、その同一にするものであり所謂血縁的共同體を中核とする)

ものであり、其處に時代の變遷とともにない、その本體の天地自然への自展の枠内で量・質的な擴大變化は幾分認められるが、經にせよ道にせよその人間の關係はり合の具象性(主體的地位・空間的地位・時間的地位・抽象的性・階級性・分殊的性等)即ち事物性を稀薄化して終つて、全く此等を無視し、或は抽象的に公式化された對象にのみ關係する理的側面をのみ考え易い傾向があるが、朱子はあく迄具體的な事物人倫に即しての規範(原理)を説くのである事を忘却してはならない。

(三)

朱子は語類卷三七に「男女授受不親、是常經合恁地、媿惻援之以手、亦是道理合恁地、但不是每常底道理了……」(八枚)と、孟子離婁上篇の「淳于髡曰」の章を引用して、彼の權の本質を論じてゐる。此の場合、孟子の本文の禮が常經に、權が道理と置き換えられ、道理は每常底道理ではないと限定迄附加されている。經・道の概念が前述の如き關係を有するものである限り、經・權兩者の本質的關係就中權の本義は如何なるものであろうか。朱子は語類で「冬の寒冷期には、裘衣を着、火に附いて暖をとるのが常理(經)である。所が忽然として暖冬變異の如き天氣に遭遇して熱氣を散し来れば、夾を衣扇を揮いて冷涼なる氣をとらなければならぬ事がある。然し今は毎常底の道理ではなく、權と考へられるものである」(八枚)と。誠に簡にして要を得た表現であり、彼の倫理思想に於いては此の比喩は如何に考へられようか。更に「經是萬世常行之道、權是不得已而用之」(同前)。又「經畢竟是常、權畢竟是變」(同前)と言ひ、經は天地の常經で不變のものであり、人間の常行の道理(規範)である。權は既存の社會秩序の規範たる常理(經)よりも考へられるが、現實に人倫關係の變態に逢着して、その現行の活規範たるべきはずの規範が、その本質たる實質的價値を形式的に否定喪失せられ、已むを得ずしてその變態的人倫の場に相即的な時宜を得るべき底の道理(規範)として、主體が内面的に道徳的權威として仰ぐものであ

り、かゝる場合にみ顯現可能なる規範である。^(註)此の變態的場に於いて不可避的に解決すべき當爲として、又暫定的方便としてのみ循われるべき當然の權の規範は、「權只是經之變」（同前）と言ひ得られる所のものである。楊龜山が「權者經之所不及」の表現を以つて説けるを良好だと、朱子が評しているのも此の眞意を得たと考へられるからに外ならないであろう。「經者道之常也、權者道之變也、道是箇統體、貫乎經與權……」（同前）と、經・權何れも道として、常・變の差異こそ認められ、根柢的に一統一に於いて考察せられ、その意味で兩者間には、價值の輕重・先後・主從等の諸關係は許容せられず、あく迄、人倫の規範（法）として道徳的本體の自覺内容であり、その自己限定の可能な屬性的様態に過ぎないのである。道の同一カテゴリーとして、道之常・道之變は各々同一基盤（原）の上に立脚して居るのである。（常又はうち、その規範的原理を本質として仰ぐべき所の具體的な人倫關係のあり方についての本質的相關係の常・變を中心として表現せるもの、その必然的理由は後述せられる。）「經是已定之權、權是未定之經」（同前）と、權は未定の經として、主體の可能的所與狀件の場に對する内面的限定であり、あく迄道徳的本體の可能態として考えられ、他面經は已定の權として、既定的既投の狀件の狀位に於ける（具象性を隠すしない翻）主體の内面的限定として、すでに本體の顯現自展面たる實在のものであり、（然し權の場合にもかかる立場）人間に内面的權威として服従を強制する底のものとなり、此處にも已發（動）・未發（靜）の思惟方法が採用せられて居る。更に「體・用」の概念規定の立場では、已發・未發と同じく種々の角度から説明していくが、語類卷六の「曰、體用也定見在底便是體、後來生底便是用……」（三）との規定から推考すれば、經は體、權は用としての性格を有するとも考えられよう。權の規範は前述の如き知の完全明白なる體得者には、自然に（人爲を）待たず、主體の内面に可能的に實在せらるべきものであり、道徳主體の本質をなす未發の中の本來的な限定的發展面なのである。語類に「合於權、便是經在其中」（卷三七）、又「權得其中、固是與經不異」と

畢竟權則可暫而不可常（前）と、權は本來本質的には經に内包せらるべきものであるが、形式的には包攝せられざる關係に見えるのは、彼の眞意を推考するに淺薄なる爲か。（彼の思惟内容には、具體的な日常性を重視するには外延量（Extensive Grade）の思想内容からかゝはれる。）權に合一する事は、即目的に經に從う事と同一であり、權に從順なり得ない事は經（人）に背反する事なのである。その意味に於いて權に對して經は、本質的に内包的全體の性格を堅持するものである。陳北溪も「……權與經相對、經是日用常行道理、權也是正當道理、但非可以常行與日用常行底異、公羊謂反經而合道說誤了、既是反經焉能合道、權只是濟經之所不及者也」（義理字）と言えども、朱子の眞意を傳えたものと言へる。かゝる意味に於ける權の規範を主體的に仰ぐと言う事は、人間の何人にとつても必然的可能であるわけではなく、その可能的必然性を素質（Anlage）として具有していくに過ぎないのである。此處にも道徳的主體性及び主體の本質が道徳の根本問題（彼の思想が實踐を通じて要請される問題爲）として提示されるのである。

次に權と正との關係について概観しよう。孟子の集註に「范氏曰、天下之道、有正有權、正者萬世之常、權者一時之用、常道人皆可守、權非體道者不能用也、蓋權出於不得已者也、若父非瞽瞍、子非大舜、而欲不告而娶、則天下之罪人也」（上）又萬章篇上の或問に「其（張）子道無權正之別、權與正一者、語亦傷快、若曰告而娶正也、舜不告而娶權也、然既是當爲之事、則權與正一、而無輕重之別、如此而言、則庶乎其備矣」と言ひ、范淳夫と張橫渠との説を踏襲して兩者の關係に論及している。正とは萬世の常道なる故、經と異字同義の關係に立つものである。血族共同體を基盤としての儒教は、家父長制の人倫構造の枠内での固有な秩序として、「娶而告父母」との禮を規範の根本的なものとしているのである。所で舜が人倫の變に遭つても、宜しく人倫の機微を辯別して權にして中を得たる行事をなした事を以て權と正との關係を論じ、「蓋權而得中、則不離於正矣」（孟子雜篇集註）と、權は正、と

不可分離な關係にあり、正は權を自己の可能態として内包し、兩者は本來二物ではないと考えてゐるのである。^{註四}

(四)

權は經の變にして、人倫の變に遭つて「もを得ずして顯現實在して來るのであり、此を主體の内面的意識の發展過程に於いて考察して見たいものである。孟子離婁上篇集註に「舜告焉則不得堅、而終於無後矣、告者禮也、不告者權也、猶告言與告同也、蓋權而得中、則不離於正矣」と、「告者禮也」と「不告者權也」と相對して考察し、「告者」は實質的には「不告者」を内包し、權は本實的には禮に内包されて來るのである。人倫の恒常的規範たる禮即ち「告ゲテ娶ル」と言う法則は否定する事の出來ない冷嚴な當爲として、内面的意識に於いては執着していたのでは、此の問題は永久に解決され得ない、破目に追込まれて來るのである。所で、現行の社會秩序を維持すべき道徳法則は否定する事の出來ない冷嚴な當爲として、内面的意識に於いてはそれが積極的肯定への強制を迫るのである。そこで主體にとって、形式的には既存の規範（社會秩序を基本的に支える原理でも、只單なる内面的權威と傳統と云うからその規範は、人倫の事態の解消に於いては實的理據としての自己矛盾無能力であり、單なる傳統的規範への肯定とは異質）に「從ウベキカ」又は「從ウベキナルカ」の二着擇一的決斷の場に逢着するのである。（更に「從ウベキ場には「告ゲテ娶ルベキカ」或は「娶ラナイマ・ディルベキカ」との擇一的立場が存し、當然後者は否定されるべきものである。）此處では現行規範たる「告ゲテ娶ルベキ」が優先的に採用せられ、かくなれば更に「經的規範ニ從ウベキカ否カ」の高次の知的認識の場が不可避的に與えられ、實質的には現行の規範（經）を肯定的媒介的に高次の再統一を行ひ、新らしい變質的な結論として、「告ゲズシテ娶ル」と言う新らしい價値意識を實在せしめ、從つて新らしい人倫の變に即した規範が創造されて來るのである。此れ權的規範たる所以のものである。あく迄流動する世界の種々な事象を人倫關係の枠内に追い込んで、行爲主

體の立脚する具體的・地歩との相關的配慮の下で、道徳的に解決・處理せんとするもので、具體的な諸事物に即ち的に當然的理を考え、主體に體認・自證せん事を要請するものである。彼の學的體系なる認識論所謂窮理思想の構造内で、換言すれば主體の知的認識の場で内面的に解決の手段を與えているのである。（此處では更に、「人倫の運営」の正しき體認を必要とする爲めに考索される必要が認められるのである）此の事は「天理之節文、人事之儀則」（篇詮註而）と、禮を規定附ける朱子の内面的意識と併考すれば、此の間の經緯は一段と明確にされ、權の本質なる理的性質も判然として來るのである。

天理とは當然の理（人の人倫的理であつて、人間は此の理に従うべく要求せられる）であり、人道である。所で人道を節文する所に禮が成立するのであり、人道は禮の本質（禮の）であり、人道即禮ではなく、之を節文する事が必要なのである。當然の理は形面上のもの故、唯だそれだけでは人間の生活全般を律する所の規範とはならない。所でそれが人倫社會に具體的生活の規範となる爲には、形而下の内容を有たねばならぬのであり、かゝる内容を附與する事が節文する事の意義である。禮は一般には天理と内容との統一體である。天理に内容が附與せられる事によつて、人道は經驗的具體的な形をとり來たり、時空の場に即する特殊にして具體的な威儀度數文爲等を顯現するのである。此處で始めて人事の儀則となり、人道は規範としての眞相を得るのである。以上の節文する所の具體的内容が、人倫關係に於いて恒常的な關係を脱脚して、本質的に變態的な非常時の様相・關係に立脚する内容を有する場合、當然、そこに節文せられるべき天理は、人倫の變をその内容として統一せられなくてはならないのであり、人道の常（經）に對する人道の變・經の變なる人道（權）が顯現せられて來、此處で權が規範として人倫の變態に即應した價値と權威とを十全に保有する事となるのである。

る。禮の本體たる三綱五常(天理)は永遠不滅不變のものであり、その改變は唯具體的内容たる節文に於いてのみ可能であり、此れこそ天理を最も實にする所以の緊要事である。主體的に捉えるならば、人間の奥底に内在する本體の純なる自展を實にする事であり、その意味で、權の規範は最も生々的創造的となるのである。儒教に於ける人間の調和的創造發展的世界觀は、眞知の體得者によつてのみ實に可能とされるのである。所與の規範たる道徳法則としての經は、その不可分離に内有する所の具體的内容を有するのであり、その經を節文として天理より分殊せしめる内容は、時空的に限定された諸立場に即する形而下的な諸内容(更には同質的なものとしての顯現)を抽象的に形式的に單一化し、その抽象化された普遍的内容と一般である。その意味で、一定の既存的又は可能的同質的な諸内容は、それに相即的な一定の規範を原理として仰ぎ、具體的に人倫關係に活動する規範たり得るのである。他面、經は實質的には、その具體的場に即して同質的な可能的內容領域を肯定する廣さに相關したゝけのものを、經の限定的可能的規範性を本質として内包する事となる。其處で經に即する具體的內容を、現實的(經濟的規範の内容に封じられた)それは經の内容の恒常性を打破する所の變質(ない異質的な内容に封じられた)それを許容する事であり、當然其處に、その本質的に異なる場に時宜を得る道理の具在が考えられるべきである。變質的內容に限定されて所謂常的場に於ける經を、全體的に肯定媒介する事により新規範たる權を顯現せしめ、それに從つて行動を實にする事が出来るのである。權の可能なる場は、經の内容的場を全面的に肯定する必要もないが、部分的にその同質的内容性を否定し得れば十分であり、全く經の立場を全面的に肯定したのでは權の成立する餘地は存しない事となるのである。語類卷七二で恒の卦について「能常而後變、能常而不已、所以能變、及其變也、常亦只在其中」(卷七二)と云つてゐる如く、眞に

當を體認する事こそ、變にも通じ得る可能性を有する事である。眞實に窮理によつて、主體内に體得自證されてる性中の理の意識の完全明白性を媒介としつゝ、主體内具の本體即ち未發の中は、それ自體の可能内容を限定して行くのである。此の意識過程に於いて、はかる(權)と言ふ事が可能であり、更には、本體の自覺内容である權的規範に循う事(主體が權を規範として仰ぐ事)即ち權の活らきが認められるのである。

朱子には既存の社會構造・社會意識就中現行の人倫關係を積極的に否決し、又は改良變革せんとする意識及び傾向性は認められないでのある。(註15)

一般に自然法的性格を持つ朱子の道德的規範は、實定的社會秩序と關係附けられると一者を執るべき二者擇一的場に置かされるものである。即ちそれは自然法の純粹な理念性を專一固執する事により、實定的秩序に對する變革的原理へと發展するか、或は自己の立場を全體的に事實的社會關係と合一せしめる事により、それ自身の永遠不變性を保證維持せんとするイデオロギーとなるか、何れかの場に立たざれるのである。特定の既存的規範と現實的事態との間隙——「道」と「物」とのそれでもある——を常に規範の側面から絶えず埋めて行こうとする倫理的な而も嚴肅な衝動が内在しているのである。(彼の現實主義的傾向)

及び理氣二元の調和に於ける氣の重視等の思想を併存する事、社會の現狀を發展的に否定せんとする思想發生の可能も認められない譯ではない。次に權の可能なる主體とは如何なる人格者であろうか。朱子は語類卷三七に、門人鄭可學の權的地位如何との間に答えて「大賢已上の者」と言ひ、權の規範は最も用い難き底の物事である。故に聖人も亦之について罕に言ひ、物事の所當然の理を窮め、物事の道理が合に恁地なるべきすじ合を見得し得る者でなければ、權を用うる事は不可能であると言うのである。權を行うべき主體が由つて立つべき精神的境地(內面的當然)は、窮理によつて主體内に識得明證される事の理就中知の理の意識(當然の意識・體)が質・量ともに完全明白度の域に達し、細密精彩を窮めていなければならぬのであり、具體的に

與えられる所の諸事態の内容に即して（態に際しても）所當然の理を正確に省察する如き精審なる内面的意識の存養堅持を絶對的に必要とするのである。かゝる人格者はまさしく彼の言う聖賢人のみの許容される所以のものである。^唯「權乃經之要妙微密處、非見道理之精密透徹純熟者。不足以語權」（語類卷三）一所謂經衆人與學者皆能循之、至於權則非聖賢、不能行也」（七十三枚）（同上）更に文集に「…聖人之權、亦有未易以常情類測者…」（答貧伯豐）（卷五二）と言つてゐる所以である。所謂一般に日常的所與狀件の人倫的狀位が常態に屬するものであれば、經の常たる規範に循つて行動を律する事も容易に可能である。所で一般に考えられる如く價値の尺度も物の本質に立脚して平行的に變化するものであれば、一般庶民及び修學上の凡俗な境地に住する人々は、個々の具體的環境（時・位）に即して、日常的に窮理し體驗自證してゐる知の理（生活）の意識の量・質的强度の相對的場の限界内で、可能的に諸問題を解決する故、それ等は當爲的必然性を十全に確保する事は不可能であり、況んや、人倫の變態に逢着しておや。所で主體になげ込まれる對象的問題領域が質・量共に異質多大を極めて、復雜の様相關係を内包する場合、單なる形式論的思惟のみでは完全なる意識作用が行われず、當然高遠緻密なる認識作用が必要となり、此處に辯證法的思惟の展開が要請され、かゝる思惟の可能人として主體的に聖人・賢人が考えられている。所謂既得された性の理（心とする知の理を中）の意識（意識）を肯定的に媒介超越（形式的にはそれを否定的に奥底に可能能と）する事となり、その意味で經（人）が、經として成立可能な根本基盤（原理）迄還元され、その基盤たる未發の中を中軸として未發の中が自己を新らしい全體的一統的立場で完全なる自己限度を行う事となるのであり、已定の經規に異質的と言へる行動原理（權）が顯現されて來るのである。（一般未發の中の統一的作用の實爲的必然性の強度が弱いため、その作用がより表面的で深さと全體性を缺き、意識の本質的緊張關係が弱く、それだけ本来の限定より不純偶然を混入し、權の價値の十一分の一）かゝる本體の本來的な自己發展を可能にする爲には、性を缺除してくる）

完全明白なる知の理の意識を體し得る聖賢の境地こそ最適である。此こそ真知、大知の體得者の當然の姿であり、かゝる主體とは活潑々地的な全體大用の生々發展の創造的な聖人の姿である。又心の欲する所に従つて矩をこえない、眞に人倫を體得した神人合一の境地である。かゝる意味で創造された權はその本質的内容に即して、ハルムとして現實生活の生活律の歩を得るのである。此等の境地も、彼が門人達に答えた文中に容易に窺はれるのである。即ち文集に「子曰、…非精於義達於權者、其孰能與於此、至德言者、人心之安天理之極、無過與不及、而不可一毫加損者也」（答孺端叔）（卷五十）又「聖人之心、廓然太公、如衡之平、彼此一無所偏、惟其來而順權應之耳、到此則聖人用權之地、惟幾微義精者、乃可以決之、自不容以常理法論也」（答陳安卿）（卷五七）と。此處に權の地位に關して、更に朱子は易の繫辭下の「異以行權」の句について、門人才卿（陳文）がその意義を尋ねたのに答えて「曰、權之用、便是如此、見得道通精熟後、於物之精微委曲處、無處不入、所以說異以行權」（六十六枚）（語類卷七）更に「權是逶迤曲折以、順理、異有入之義、異爲風、如風之人物、只爲異便能入義理之中無細不入」（十七枚）（同上）と。異三三の卦の、異の風の意をとり風の物に入るの義を以つて、人情の機微にふれ義理の意識の精熟細密をきわめ、眞に合理的にして自由純粹な權の意識の實在を可能ならしめる所以の義に論及している。以上概觀した如く、權の行はれるべき困難性については敢て贅言を必要としないのであり、權の規範を實踐し得る主體の階層は、求仁の理想的窮極的歩に住する聖賢人達のみに許容されるとすれば、所謂朱子が禮の改變は聖人を俟つて始て可能と考え、若し聖人に非れば當に損益すべき所を誤り、遂に天理を滅却するに至るとし、語類卷二四に「惟聖人能順得這勢、盡得這道理、以下人不能識得損益之宜、便錯了壞了、又自是立不得…」（三〇）（枚）と言ひ、權を可能ならしめる主體の旨意と相符合するのである。此處に主智主義を中心とする爲學思想中の知の

優位性が認められ、かゝる權の思想には、宋代國家社會のになひてたる官僚人（士大夫）を中心とする讀書人階級の知的優位性を要請し、あく迄科舉に合格すると言ふ足場としての手段的知識としてでなく、その知的內容が厳しく道德的的理念に根柢をもつ道德的人間性を本質とする理論的構想が考えられ、朱子が固き信念の下に描いた禮的社會國家即ち人倫的王國（目的）の根本思想、又新興階級に對する人倫性・心情性（主觀的心情）を主張する思想と相貫通すると思われる。權の地位の當爲的様相は、民族的習俗を基底として發展する道德と法とを媒介し、其處に必然的に求められる人倫的世界、それを創造發展せんとする聖人の境地に自然的なものとして見られるものである。かゝる人格者こそ眞に權の立場に自由たり得、禮の制定者としての地位である。權の概念に人倫的當爲性と、內面的權威性的意義と價值とを全に附與しているのである。次に時中及び義との關係を考察したい。

(五)

或人が「權は是れ中ではないかどうか」と尋問に「是、此一時中、不中則無以爲權矣」と、又「權是時中、不中則無以爲權矣」と答えた（語類卷三）、權と時中（中）との本質的關係を單的に述べている。時中（七・九枚）とは、中庸に「君子而時中」とあり、その朱註に「……其有君子之德、而又能隨時以處中也、……蓋中無定體、隨時而在、是乃平常之理也」（第二（鄭注）君子而時中者、其容貌（時ニ之ヲ措キテ宣シキナリ）の句には、「以時措之、而皆得其宜也」（言得其時而用也）と註してゐる所から、「時中」或は「時措之宜」を得るとは、日常的な諸行事の場に於いて、その對象的諸内容を、そのおかされている自己の立場（地位）から、時事に隨因して理宜を得た合理的實爲的な解決を與える事の謂である。所謂「精」執中」の意である。朱子も中庸章句序に「其曰擇善固執、則精一之謂也、其曰君子時中、則執中之謂

也」と言うのである。所で孟子が「子莫執中、執中爲近之、執中無權猶執一也……」（孟子盡）と、子莫の執中は二物間の量的形式的中間を固執して、權宜を知らずと難じており、朱子は「權稱錘也、……執中而無權、則膠於一定之中而不知變、是亦執一而已矣」程子曰、中字最難識、須是默識心通、……と註しており、更に「道之所貴者中、中之所貴者權」と言ひ、子莫の執中は時中を害すると論じてゐる。所で「時之不同、義則一也」（孟子萬章）又「言因時制宜、皆由中出也」（同上）と言ひ、一般には、主體の種々の立場に、與えられる相對的（時空的に限）諸事象の時宜に適する如く權する事により所謂中（中者、不偏不倚、無過不及之名、道者天理之、當然中而已矣）を得た行事となるのであり、此の場合の權の概念は、意識の內面的活動過程の當爲的樣相の絶對的必要性を時中の行事に即して力説してゐるのである。論語の爲政篇集註に「胡氏曰、禮者天地之常經也、益之損之、與時宜之、而所因者不壞、是古今之通義也」と、胡寅の説を敷衍して言える如く、所謂時中である事が、そのまゝの規範であるとする權の概念とは、區別して考察さるべき異質的性格を持つのである。所で執中（時中、時措之宜）の日常的諸行事が皆權であると（權に從つた行事即ち權）考えられるであろうか。然し、但諸行事が既存の規範（その規範の可能）に従循な當爲的行事を實踐したのみでは、權の規範に従つたとは、所謂權であるとは言ひ得られないものである。所謂實質的に執中即權である爲には、その執中の意識作用の發展過程中に含まれる意識の全領域を通じて、權である所以の本質的要素が隨伴されなければならない。例へば人倫の常態では、君令し・臣從い・父慈み・子孝なるが如きは、經でありノーマルな人倫規範である。所で、君臣父子の關係は必ずしも正常な様相を恒常不變ならしめるものでなく、アブノーマルな變態的人倫關係に即して、止むを得ず湯・武の桀・紂を誅し（殺君）、周公の管蔡を誅す（殺兄）が如く、泰伯が至徳と賞揚される如き行事、又孔子が殷に三仁ありと言つた、微子・箕子

・比干等の去・奴・諫の諸行事は、權にして時中を得た所謂權としての規範性を有するもので、事・理の緩急大小を辨別して、權をもつて之を稱量した時宜の行事であり「權而得中、是乃禮也」と、言われる所以のものである。その本質こそ既述の如く、所謂經的規範を意識の奥底に潜在能力として否定的に媒介し、知覺・判断・認識等の諸表象意識過程を通じて全體的統一的立場の權の意識を必要とし、内面的本體の限定に由つて規範性を保持する事にある。

語類に門人沈澗の錄に「問、可與立、未可與權、看來權字亦有兩様、伊川以權只是經、蓋每日事々物々上、稱量輕重處置、此權也、權而不離乎經也、若論堯舜禪遜、湯武放伐、此又是大底權、是所謂反經合道者也、曰、只一般、但有小大之異耳、如堯舜之禪遜是遜與人、遜一盆水、也是遜、……」(十四枚)、更に「或問、執中無權之權、與嫂溺援之以手之權、微不同否、曰、執中無權之權稍輕、嫂溺援之以手之權較重、亦深淺也」(六八枚)と言ひ、權ると言う意識作用、及び權の規範の持つ規範性に程度の大小・輕重・深淺の強度の量的區別を認めているのであり、時中の立場では、量的差異(強度・程度等の)により夫々概念規定を異にするとも言えよう。朱子の思惟内容には、量的發展が質的なものへと展開發展する論理形式を探り、聖人の概念に於いても此の點が認められるのである。(一般に中國人の思想の思惟形態及び表現内容の様相關係の思索による考論に終始する傾向がある。此の爲一般には、論理の立體性の矛盾否定論が賜く、平面的相關的調和的關係が強調されており、論理に富まない現實主義的中國人の思惟傾向している此處にも彼等の思想内容に不可知的なるものが秘められているように思はれる)故に時中にも「義」の間に答えて、「義者宜也、權固是宜、經獨不宣乎」(語類卷三)と言ひ、論語子罕篇集註に、程伊川の言を引用して「…可與權、謂能權輕使合義也」とのべて、いる如く、權も經も同じく義であるべきであるとする。(以下引用の「義」は多く内面の德よりはむしろ)「義者事之宜也」(論語學而)、「義者天理之所宜」(同篇集註)、「義者心之制・事之宜也」(孟子梁惠王上集註)、「義者天理之所宜」(同篇集註)、「義者心之制・事之宜也」(孟子梁惠王上集註)、「義者宜也」(中庸)、更に「義者宜也、乃天理之實行、無人欲之邪曲、故曰正路」(孟子離婁下篇集註)等と言へる如く、義とは主體の内面に體得されている徳であり、具體的な對象的諸内容に即して、事理を分別し、當然的な天理の働く本來的ならしめるべき生命力を内具する價値意識とも考えられるものであり、權・經兩者とも義の理の當然的動を本質として内具し、又義の理の内面的限定によつて實在可能とな

過不及者也、權者所以度事理而取其當然無過不及者也」(上同)と、主體が所當然の理を識得する事によつて能く權なる所以の場が主體内に體得され、眞に權なる事によつて眞實に人倫としての規範の存在價值を認める事が出來るのである。形而上的理(法則)が、現實的形而下的諸内容に即して時宜(義)を得る事(節の中)によつて、人間が觀念的に認識する真理を生活の場に於いて合理的に實踐し、その内面的體得し得た真理を主體的に實踐する事に由り、その眞理の存在可能根據を權によつて實證體認される事が可能となるのである。此處に權の本來の姿があり、中(中只是箇恰)は所當然の理であり、權は理の顯現化的一様相である。此れ朱子が「兩端謂衆論不同之極致、蓋凡物皆有兩端、如小大厚薄之類、於善之中、又執其兩端、而量度以取中、然後用之、則其擇之審、而行之至矣、然非在我之權度、精切不差、何以與此、此知之所以無過不及、而道之所以行也」(中庸)、又「莫非天理之極、人倫之至、學者察此而有得焉、則不待較計論量、而天下無難處之事矣」(孟子盡心上篇集註)と言ふ所以である。

門人が「義の字を以つて權を表現すると如何なものでしようか」との間に答えて、「義者宜也、權固是宜、經獨不宣乎」(語類卷三)と言ひ、論語子罕篇集註に、程伊川の言を引用して「…可與權、謂能權輕使合義也」とのべて、いる如く、權も經も同じく義であるべきであるとする。(以下引用の「義」は多く内面の德よりはむしろ)「義者事之宜也」(論語學而)、「義者天理之所宜」(同篇集註)、「義者心之制・事之宜也」(孟子梁惠王上集註)、「義者宜也」(中庸)、更に「義者宜也、乃天理之實行、無人欲之邪曲、故曰正路」(孟子離婁下篇集註)等と言へる如く、義とは主體の内面に體得されている徳であり、具體的な對象的諸内容に即して、事理を分別し、當然的な天理の働く本來的ならしめるべき生命力を内具する價値意識とも考えられるものであり、權・經兩者とも義の理の當然的動を本質として内具し、又義の理の内面的限定によつて實在可能とな

るのである。要するに、權の有つ眞實の價値と威力こそ人間社會を積極的義の理の作用を言うのである。權であるべきとは、事理を辨别して事の宜即ち天理の宜に合致する事であり、又意識行事が十全に道德法則に従う事である。義の德は時に隨う底の意志を有し、「義之所在、禮有時而變」（孟子公孫丑）（時不同、義則一）^(下篇集註)と言ひ、權の規範を内面に本質として仰ぐ所以の義に論及している。かく可能なる所以は、性の理の下で活らく義の理の實在が要説せられるのであり窮・理により、身體内に義の理の意識（羞惡之心）を完全明白に體得存養されておる事が必要なのである。「好義則事合」宜（論語子路）^(篇集註)、「蓋無私心、然後好惡當於理、程子所謂得其公正是也」^(同上卷仁篇集註)と言ひ、又語類に「……平日涵養本原、此心虛明純一、自然權量精審、伊川常言、敬以直内、義以方外、義以爲質、則禮以行之」^(卷三七)と、平日窮理により、本原を涵養して此の義理の心が虛明純一であれば、往來する事態に即して、自然權量精審であつて、事理を分別し義に適した當爲的行事を可能ならしめるのである。此處に伊川の内外敬直・義方の説を中心として、朱子の居敬・存養・省察の問題が力説され、窮理の必要性が義・權の問題に於いても認められてゐる。語類に「……義字大自包得經與權、自在經與權過接處、如事合當如此區處、是常法、如此固是經、若合當如此亦是義、當守其常、事合當如此區處、却變了常法、恁地區處固是禮、若合當恁地、亦是義、當通其變」^(卷三七十五校)と、義は經と權とを包攝する關係にあるが、義理の限定がその常法に従つて顯現される場合は、經としての領域に屬し、その限定が常法を變化すべき方向に顯現される場合は權の領域に屬し、經であり、權であれ、共に性の理たる義理の自己限定面である事には變りはないのである。此處で、朱子は更に文中子の「權義舉而皇極立」の句に論及しておる。門人林正甫が此の句について「權義只相似」と問ひしに答えて、「義可^(註)以總括得經權、不可將來對權、義當守經則守經、義當當用權則用權、

朱子の倫理思想に於ける權の意義

所以謂義以總括得經權、若可權義並言、如以兩字對一字、當言經權舉乃可」^(語類卷二)（七・十校）^(註)と言ひ、經・權兩者の規範もその本質として義理を内具し、又具體的に經・權の規範を主體的に仰ぐ爲にも義に合すべきであると主張し、義は經・權を總括すべきものであり、故に「經權舉」と言はず無害であり、權義舉すとすれば、義の字の本質を消失して終うと言ひ、經は自ら經、權も亦自ら權であり、義は經・權を兼用すべきだと、文中子の文章に批判的解釋を施していく。此の點については陳北溪も性理学義卷下「論用經用權皆當合義」に於いて、同様の事を論述している。又伊川が「惟だ義は無對なり」と言つてゐるが、彼の所謂權は是れ經の説はどちらかと言ひと分別が不十分であり、もう一步押し進んで分別すべきであると言い、經・權は自ら兩物であり、權に合するに到り得てそこで自ら經と異なる事がないと言うのなら、義無對の考え方もある（宜しいだろうと述べて^(七・十校)、伊川の説を批判的に許容している。更に義と權・經の相互關係を、易の繫辭の「井以辨義」の句を引用して、説明をしてゐるのも此等の本質を理解するに甚だ有意義である。

（六）

以上朱子の權の意義を順次論述し來つたのであるが、最後に彼の固き道德理念に裏うちされた權の思想が、具體的な生活の場に於いて如何に考えられていたであろうか。程伊川が漢儒達の權の概念規定が不備であると難するに、權の意味に權變權術の論が派生するとしてその説を排斥すると言つてゐるが、程子の批難も、彼の事・理に即して理を強調する道德的理念を根本とする合理的思惟の反面、彼の生の體驗から來る必然的な結果ではあるまい。朱子も「世俗所謂權者、乃隨俗習非、倫安苟得、……」^(文集卷三一)（與張敬夫）^(註)、又「今必以正理爲空言、而唯權之爲狗」^(同上卷四十一)と言ひ、歴史的にも又朱子の生存した現實

社會にも、眞實なる權の當然的様相は顯現されず、内く國家民族を喪失へと、社會の和平人心の安定を破壊し、歴史の當為的發展を阻害する權的樣相（權力・方便・勢力等の意更には不正）が展開され、個人惡・社會惡更には歴史惡（惡）の溫床と化してゐる現實を認めてゐる。一般に、人々は權の用い得べき事あるを知つてその本質の何たるかを知らず、權の眞意に背反する勢力・効能・能力・おもみ・方便等が横行するのである。「今日之法、君子欲爲其事、以拘於法而不得聘、小人却狗其私、敢越於法而不之顧」（語類卷一〇）、又「聖遠道晦、人心頗僻、險詞怪說雜然並起、不憚於誣天罔聖、讀經破義、而務以適其利欲之私」（文集卷六〇）と言ふ如く、現には、あげて法家者流の權謀術數的言行が專行し、功名を求める世を惑し民を説いて、道義を全く充塞するが如き現實を露呈してゐるのである。一般に人間存在にとつて、不可知的な暗黒な深淵の世界から不可避的に擡頭現實化して、我々の生の運動の中に投げ込まれる人間の自然的欲望があやなす諸々の反價值的諸行事——現世に對する限りなき生の執着・權勢的地位・飽く事なき富貴功利的欲望の追求満足及び奔放的慾向・目的の爲に手段に盲目的な權謀術數——も、朱子には不純にして偶然なる（非合）人欲の活動の必然の結果であるとしている。かゝる人欲の活らぎの可能なる根據は、人間に主體的に體得存養される性の理の不完全性にあると考えられてゐるのである。「今人只爲不見天理本原、而有沒々以就功名之心、故其議論見識往々卑陋、多方遷就下稍頭、只是成就一箇私意」（文集卷四六）と言い、此處には間接なき人間の生活に對する意味附與の苦難な生活過程は見られないである。朱子は愛憎なる人間理性の躍動を信念として堅持し、內面的精神主義の優位及び心情の純粹性を主張昂揚し、自らその體認自證に努めたのである。かゝる權の諸相の積極的な活らきを人間的權利として承認される爲には、その活らきの本質的根據として道德性に依存し、更に道德的義務の逐行が本質として具有せられ

るべきであると考える。凡そ權力とか言ふものは、その成立的根底に又その作用利用の本質として、道徳的な價値的規範性を仰ぎつゝ、且つその具體的な時・處・位に即した時宜を得た諸作用でなくてはならないのであり、尺度の如く權衡の如く事の理の是非を省察し、時宜を探りて眞實に義利を満足せしめる事が要請され、所謂經・權である事が必要なのである。そのためには「時中」であり「時措之宜」であるべき行事が要求され、その爲には、求仁（窮理）の必要性が併せて要請されるのである。（此等の具體的な經緯の考證は、朱子が帝王の學・科舉・官制・今學更には王介甫等を論する諸點に明察されるのであるが、すべて省略に附す。）

宋王朝の專制的君主制の政治體制の中で、政治的社會的に積極的な權力を有する官僚階級（士大夫）は、自己の名譽權力のとりこと化し、權貴をほしいいまゝにし、功利の道に走りて所謂德治を顧みず、他方經濟力の蓄積を圖り（地方の大土地所有者・豪族・新興商）、且つ彼等はその保有する經濟力を驅使して權貴に富む官僚への道を企てる（科舉の試験の作業）等種々の諸状件諸目的が入り雜つて權謀術數的諸行事が盛行して來たり、官僚人の教養識見は低下し、禮樂刑政は時宜を得ず、地方農民階級はその政治的社會的な諸弊を被むり、經濟的社會的には貧困なる生活にあえぎ、家族道德は勿論の事、郷里社會の習俗禮教等も顧りみられず、教學の實もあがらず、又時代精神の指導的責任を負う學園は、功利の學・異端虛無（老莊）・寂滅（佛氏）等を中心として展開され、道統的道學思想はその影を薄くして實學の精神昂揚せず、内外相表裏して南宋社會の頽廢的現實を露呈し、國力は一途に、傾國の運にあつた時、朱子は知的にきはめて高い道徳的内面性に立脚した權の規範を十全に認め且つ強調し、それが實踐せられる事により、夫々の階級に朱子の教學的理念を具體的に推廣實現出来ると考えたのである。（特に新興階級人が保有している外的權威・經濟力等を基盤とするに、朱子の禮教的個人格的根本理念）を中心として、彼等に内面的各體的能力の自覺的・道徳的支配・政治的主體性での覺を持たせる事により、内面的道徳的權威を「純粹な心情性・優位的に位置付けたのでの

ある。)

時中と言ひ、時宜と言ひ、性中の萬理の基盤の下では和平へともたらす原動力であり、人間の逞しき生命力は此等の造りの權的規範（原理）を中心として具體的たり得るのである。故にかかる道徳的本體たる太極の自覺内容たる權・經の規範をまどかに仰ぐ事により、具體的な各々の權的様相は當爲的價値と實力を具有し生々的たり得るのである。かくの如く、彼の抱擁する權の思想は、彼が六十五歳（A.D. 1194）の時行宮便殿にて事を奏した奏劄（甲寅行宮便殿奏劄）^(文集十四)の中にその實相を如實に窺い得るのである。「臣竊聞之、天下之事有常有變、而其所以處事之術有經有權、君臣父子定位不易、事之常也、君令臣行、父傳子繼經也、事有不幸而至於不得盡如其常、則謂之變、而所以處之術不得全出於經矣、是則所謂權也、當事之常而守其經、雖聖賢不外乎此、而衆人亦可能焉、至於遭事之變而處之以權、則唯大聖大賢爲能不失其正、而非衆之所及也……」とはその一端である。朱子は常に中庸の次の句を念頭に抱きつゝ、彼の信念としての主體的人間像の體認自證に努力したのであらうか。即ち「是故君子、動而世爲天下道、行而世爲天下法、言而世爲天下則、遠之則有望、近之則不壓」^(章句九)、又「大哉聖人之道、洋洋乎、發育萬物、峻極于天、優々大哉、禮儀三百威儀三千、待其人而後行」^(同第二)と。

(二) 一九五八、一〇九

(註)

- (1) 國語には種・平・權力の意が見え、詩經には、人名・權力の意が見え、周禮には種・平の意が見え、左・穀二傳には權力・重等の意が見え、公羊には孟子の所謂權の概念が見え、禮記には權衡の意が見え、特に憲服四制の「權者知也」の文章は、此の本文の内容を見ると禮記の成立年代を考えさせる資料を與えてくるよう思える。更に說文・爾雅には草・木の名に及んでいる。權衡の如く、權は古來種々の意に使用されてゐる。
- (2) 公羊傳桓公十一年「權者何、權者反於經、然後有善者也」を中心とし諸々の思想が見えるが、陳澧「漢儒通義」、北村澤吉博士「論語義注及集義」、楊樹達「論語疏證」、黃以周「經訓比義」、程樹德「論語集解」、俞正燮「癸巳存稿」、焦循「彙林集」等にもその一般がうかゞはれる。
- (3) 論語には「未可與權」（子罕）、「廢中權」（微子）、「謹權量」（堯曰）、孟子には「權」（論語）。

朱子の倫理思想に於ける權の意義

然後知輕重（梁惠王上）、「嫂溺援之以手者權也」（離婁上）、「執中無權」（盡心上）とし、義である以上は説き難いと言つており、朱子は此の義の問題を更に論理的に深く論及してゐる。

(4) 語類卷三七・七枚に程伊川の義と權との關係を論じてゐるが、程子は權は義である。

(5) 語類卷三七・六枚・九枚、猶お戴震「孟子字義疏證」、前掲「影菴集」（卷十・說權）及び方東樹「漢學商兒」にも興味ある論考が見える。

(6) 語類卷三七「但非漢儒所謂權變權術之說、聖人之權、雖異於經、其權亦是事體、到那時合恁地做方好」（七枚）と、更に八枚・九枚・十枚等に漢儒の權變權術へと權の意義を改惡するを難じてゐる。

(7) 漢以後の諸家の説に關しては、俞正燮「癸巳存稿」卷二、及び邵康節「觀物外篇」にも同様な意味の事が論ぜられてゐる。更に張南軒は權について既に經に反すればどうして結果的に道理に合する事があらうかとして、漢儒の説の形式的表現の論理的矛盾を指摘してゐる。

(8) 語類卷三七・十三枚、猶お戴震の權についてては、楠本正經博士「續二程子論」伊川の部——に詳解されてゐる。

(9) 德治主義を本質とする故、禮樂刑政悉く道徳的領域の中で考えられてゐる。即ち集註及び章句で「法者天理之當然也」（盡心下篇）、「法・法度也」（中庸）、「法度・禮樂制度皆是也」（論曰）、「典刑・常法也」（萬章下篇）と言ふ所以である。

(10) 平岡武夫氏「經書の成立」P. 16～30 參照。

(11) 湯淺幸孫氏「社會道德——規範意識の類型——」（東洋の文化と社會、第五輯）、又北村澤吉博士「儒學概論」において、權についての論考が見られる。此處で伊藤仁齊が「權字當以禮字對、不可以經字對。孟子說如此、漢儒不知也」とのべ、禮・權を以つて對立させる事が權の本義であると主張し、日本儒學思想史上に於ける彼の立場と、彼の孟子解釋の態度が明瞭にうかゞはれる。

(12) 文集卷三九・晉魏元履、黃氏日鈔卷三七・五枚。

(13) 後藤俊瑞博士「朱子の禮論」（臺北帝大哲學研究年報・第七輯）に於いて、禮制定の特殊規準の主たるもの七箇擧げて詳説せられ、更に禮の改變について具體的に且つ明晰に論證されておられる。

(14) 權も規範即ち道徳法則である。一般に論述される如く、權は經の形式的規範に對して實質的規範として判然と概念的に區別して説かれるよりは寧ろ、朱子の立場は、兩者とも規範としての本質には變りなく、その原理を成立せしめる具象性（内容性）の質的様相如何に關係して來るのである。經の場合は人倫の常態を、權は人倫の變態を本質として考察される兩者とも實質的原理なのである。然し權の規範には形式・實質の立場で考察されるべき餘地もあるが、朱子思想の本質的地位を示すものではない。

(15) 論類卷三七・十二枚・十三枚に「莊子曰、小變而不失其大常、或曰、莊子意思又別。」曰、他大概亦是如此、但未知他將甚敵大常」と言ひ、莊子の言葉について批判を行つてゐる。又文集卷六七「養生主說」にも一般の考が見える。更に莊子秋水篇には達理と權、更に知道と權との關係に論及されてゐる。

(16) 一般に思想形式及び内容は、時代の社會秩序とその社會の中で躍動する生命力を代表する。朱子も彼のユニークな精神的形式で時代社會の秩序を意識している。そしてその形式に人間性を盛り込む事により、彼は社會秩序に調和して生きようとする。(他面秩序に抵抗せんとする方向もある、所で彼が強調する人間性は、未だ既成秩序を破壊せんとする意識を全く自覺していないのであり、既成の秩序の枠内で安定調和を求めるとしている。故に彼の思想は道徳的權威を中心とする道徳的世界觀が、時代的要請をになひ、新しい人間性を形成せんとする表現内容と考えられる。

(17) 後藤後瑞博士「宋學の輪貫通説」(哲學・第三輯)、「朱子に於ける絕對自由我の自覺」(日本中國學會報・第四輯)及び拙稿「朱子の志氣について——道徳意志の一考察——」(廣島大學文學部紀要・第十三號)

(18) 論語集註には洪興祖の説を引用して「洪氏曰、易九卦、終於巽以行權、權者聖人之大用、未能立而言權、猶人未能立而欲行、鮮不仆矣」(子罕篇)と註してゐる。

(19) 論語微子篇集註、中庸章句序、論類卷五八・八枚、同前卷五七・十二枚、論語泰伯篇或問等。

(20) 文中子「元經有常也、所正以道、於是乎見義、元經有變也、所行有適、於是乎見權、權義舉而皇極立矣」(魏伯符篇)、論類に「問、它說權義舉而皇極立如何、曰、如皇極某會有辨、今說權義也不是蓋義是活物、權是秤鑑、義是秤星、義所以用權、今似它說、却是以權爲據、義授之字之義、以義爲授受不親之禮、但不如此」(卷一三〇・二〇枚)と言ひ、皇極については文集卷七十二「皇極辨」に於いて詳細に論ぜられてゐる。此の皇極辨は朱子晩年六十七歳の時の作であり、彼の禮思想の本質を吐露している。

(21) 論類に「...繫辭既說井以辨義、又說井居其所而遷、井是不可動底物事、水却可隨所汲而往、如道之正體、却一定於此、而隨事制宜、自莫不當、所以說井以辨義、又云井居其所而遷」(卷三七・十六枚)、又「井以辨義、義以行權、此說義與權自不同」(同前十五枚)と。